

令和6年度 鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）事務局（以下「事務局」という。）は、燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある貸切バス事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、燃料油購入の負担軽減を通じて事業の継続及び安定運営が図られるよう予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「補助事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業に掲げる事業を行う者をいう。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金交付の対象経費及び補助率は、次のとおりとする。

補 助 対 象 経 費	補 助 率
事務局が次に定めるところにより、貸切バス事業者に交付する補助金	10/10以内
1 交付対象となる補助事業者	
(1) 鹿児島県内に本社又は支店があること（鹿児島運輸支局に登録されている車両を保持している事業所に限る。）。	
(2) 公営企業でないこと。	
(3) 引き続き事業実施の意志があること。	
(4) 代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。	
2 一補助事業者に対する補助金の額及び上限額	
(1) 補助金の額	
① 令和6年3月1日から7月31日までの実績分	
令和6年3月1日から7月31日までの期間において、一般貸切旅客自動車運送事業を行った車両の実際に走行した距離（キロメートル）の合計を3.95で除し、17.8を乗じた額（百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）	
② 令和6年8月1日から12月31日までの実績分	
令和6年8月1日から12月31日までの期間において、一般貸切旅客自動車運送事業を行った車両の実際に走行した距離（キロメートル）の合計を3.95で除し、20.2を乗じた額（百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）	
(2) 上限額	
① 令和6年3月1日から7月31日までの実績分	
補助事業者が令和6年3月1日現在、所有している貸切バス車両の台数に35,000円を乗じた額	

② 令和6年8月1日から12月31日までの実績分 補助事業者が令和6年8月1日現在、所有している貸切 バス車両の台数に42,000円を乗じた額	
---	--

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、交付申請書兼請求書（別記第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 鹿児島県貸切バス事業者支援事業（燃料油価格高騰対策）実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 補助金交付対象車輛・輸送実績一覧（別記第2-1号様式）
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 銀行預金通帳の写し（名義人氏名カナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できる箇所に限る。）
- (5) その他事務局が必要と認める書類

2 前項の交付申請については、補助対象期間に応じて次のとおり申請できるものとする。なお、令和6年度における2回目以降の申請にあつては前項第3号及び第4号の書類添付は不要とする。

補助対象期間	3月～7月	8月～12月
申請方法	各月ごと、又は複数 月分をまとめて申請	各月ごと、又は複数 月分をまとめて申請

3 第1項の交付申請書兼請求書の提出期限は、事務局が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(交付決定及び額の確定等)

第5条 事務局は、前条による申請書類の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金を交付するものとする。

2 事務局は、前項において補助金の交付を決定した場合は、補助金の交付の決定及び交付額の確定の通知を、補助金交付決定及び確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(状況報告)

第6条 事務局は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況について、報告を求めることができる。

(検査等)

第7条 事務局は、補助事業の適正な執行の確認の必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告又は関係書類の提出を求め、若しくは帳簿、書類その他の物件等を検査することができる。

(補助金の返還)

第8条 事務局は、次に掲げる事項に該当する場合は、補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けた者
- (2) 補助金の交付後に正当な理由なく貸切バス事業を実施しない者又は実施する意志が認められないと判断される者

(支援事業の経理等)

第9条 補助事業者は、補助金にかかる経理を明確にするとともに、補助金の申請等に要した関係書類及び証拠書類等を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(権利の譲渡又は担保の禁止)

第10条 補助金を受ける権利は譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補助事業者の公表)

第11条 事務局は、必要と認める場合は、補助事業者の名称、代表者名、補助事業者の内容等について公表できるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年6月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年10月9日から施行する。